



平成 28 年 5 月 20 日

各位

会 社 名 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
 代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 小澤 洋介
 (コード番号：7774 JQ)
 本店所在地 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
 問合せ先 取締役 常務執行役員 明石 成信
 電話番号 0533-66-2020 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 18 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されました。これに伴い、定款第 30 条第 2 項及び第 38 条第 2 項に所要の変更を加えるものであります。なお、定款第 30 条第 2 項の変更案を本総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、平成 27 年 6 月 24 日より執行役員制度を導入したことに伴い、役付取締役を廃止いたしましたので、第 16 条及び第 25 条に所要の変更を加えるとともに、第 24 条第 2 項を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 3 章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役に事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役)</p> <p>第 24 条 (現行通り)</p> <p>2 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日(予定)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日(予定)

以上